

第4章 実行計画

1. 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像を実現するため、本市の施策方針を以下のとおり設定します。また、施策方針に基づき、市が率先実行する保全実行計画（重点プラン）を定めます。

将来像

1. 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している

施策方針

1-1 市広報や各種補助金の案内資料等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。

保全実行計画（重点プラン）

1-1-1 生物多様性に関連する情報の発信

- 1 そうか生きものだよりの発行【環境課】
- 2 市のホームページへの情報の掲載【環境課】
- 3 環境イベント等における生物多様性関連情報の展示【環境課】

将来像

2. 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している
3. 多様な生きものの生息・生育場所が保全・創造されている
4. 生きもののネットワークが形成されている
5. 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている

施策方針

2-1 市内の良好な自然環境については、保存樹林制度等を活用して保全していきます。

保全実行計画（重点プラン）

2-1-1 樹林地の保全

- 1 保存樹林等の維持【みどり公園課】
- 2 新たな保存樹林等の指定【みどり公園課】
- 3 保存樹林等の保全維持に関する支援の実施【みどり公園課】

2-1-2 農地の保全

- 1 都市農業振興基本計画の策定【産業振興課】
- 2 特定生産緑地指定の検討【都市計画課】
- 3 農地の保全維持に関する支援の実施【産業振興課】
- 4 柿木地区の乱開発抑止【環境課・都市計画課・開発指導課・農業委員会】

2-2 市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を推進します。

2-2-1 河川等の保全

- 1 河川等の環境保全の推進【河川課】
- 2 河畔林等の保全【環境課】
- 3 河川浄化対策の推進【環境課】
- 4 不法投棄ごみ対策の推進【環境課・廃棄物資源課】

図 4.1-1(1) 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

施策方針	保全実行計画（重点プラン）
2-3 ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を推進します。	2-3-1 絶滅が危惧される生きものの保全 1 キタミソウ自生地 of 保全【環境課】 2 絶滅が危惧される生きものの生息・生育地の保全【環境課】
2-4 生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。	2-4-1 生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進 1 資材の購入における生物多様性に配慮した取組の検討【全所属】 2 公共事業等における生物多様性への配慮の検討【全所属】
2-5 生態系ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成を推進します。	2-5-1 生態系ネットワークに配慮した緑化等の推進 1 公園・広場の整備推進【みどり公園課】 2 生物多様性に配慮した事業所や街なかの緑地整備の推進【みどり公園課】 3 生物多様性に配慮した緑道整備の推進【みどり公園課】 4 学校ビオトープの維持と活用【指導課】
2-6 外来種については、法令等に基づき、適切な防除、対策作業を進めています。	2-6-1 外来種の防除、対策の推進 1 外来種防除の推進【環境課・くらし安全課】 2 特定外来生物対策の推進【環境課・くらし安全課】

将来像

6. 生物多様性を維持する活動への参加機会が確保されている
7. 生物多様性を維持する活動に市民や事業者が主体的に参加している

施策方針	保全実行計画（重点プラン）
3-1 市民や事業者が参加して河川や緑地などの維持管理や保全活動を推進します。	3-1-1 市民協働による生物多様性保全活動の推進 古綾瀬自然ひろばや綾瀬川バードサンクチュアリ等の協働による維持管理【環境課】
3-2 そうか生きものの調査を継続し、市内の生物の基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活かします。	3-2-1 そうか生きものの調査の実施 1 そうか生きものの調査の実施【環境課】 2 そうか生きものの調査結果の活用【環境課】
3-3 市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。	3-3-1 生物多様性を知り、考える機会の提供 1 市が主催するイベント等の活用【環境課】 2 伝統文化の継承と活用【産業振興課・生涯学習課】 3-3-2 生物多様性に係る人材の育成 1 生きものの調査等を通じた指導者育成【環境課】 2 専門家による人材育成機会の提供【環境課】

図 4.1-1(2) 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像 1	施策方針 1-1
施策 1-1-1	生物多様性に関連する情報の発信

①趣 旨

生物多様性の大切さ、本市の自然の恵みのすばらしさ、それらを次世代に引き継ぐことの重要性について情報の発信を行い、市民や事業者の理解を深めるとともに、生物多様性を保全する取組への参加を、広く呼びかけていきます。

②重点プラン

1 そうか生きものだよりの発行【環境課】

本市の生物多様性の取組を進めるうえでの基礎情報を収集するために実施している、「そうか生きもの調査」の情報を市民に広く知らせるため、『そうか生きものだより』の発信を継続していきます。

2 市のホームページへの情報の掲載【環境課】

市広報等を通じて発信した生物多様性保全の取組情報については、市のホームページにおいても公開します。

3 環境イベント等における生物多様性関連情報の展示【環境課】

「そうか環境とくらしフェア」等において、生物多様性保全の取組等の展示を行います。



目 標

平成 47 年度 広報等を通じた生物多様性に関する情報発信が年 1 回以上行われている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、生物多様性に関する情報を市に提供していきます。
事業者	事業における生物多様性に配慮した取組に関する情報を市に提供するとともに、従業員や取引企業等に生物多様性に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	『そうか生きものだより』、ホームページ、市広報などを通じて、生物多様性に関する情報を広く提供していきます。

施策 2-1-1

樹林地の保全

①趣 旨

本市に現存する屋敷林や社寺林などの樹林地は、生きものの重要な生息・生育地となっており、生物多様性保全の基盤となっています。

これらの樹林地の多くは私有地であり、所有者の維持管理の負担が増大しているとともに、相続等の発生を機会に減少しているのが現状です。

草加市みどりの基本計画及び第二次草加市環境基本計画等に基づき、保存樹林制度等を活用して、本市に残る樹林地の保全を推進していきます。

②重点プラン

1 保存樹林等の維持【みどり公園課】

現在指定している保存樹林等については、所有者の意向をふまえつつ、維持保全をしていくよう努めていきます。

2 新たな保存樹林等の指定【みどり公園課】

市内に残る樹林地については、所有者の意向をふまえつつ、保存樹林等の指定を増やせるよう検討していきます。

3 保存樹林等の保全維持に関する支援の実施【みどり公園課】

保存樹林等の維持管理については、現行の補助制度を継続していくほか、都市のみどりの価値を認識し、市民の健康で快適な生活環境をつくることを目的に保存樹林等の重要性を市民等に発信していきます。

目 標

平成 47 年度 保存樹林等指定個所数が、現況値（平成 30 年度（2018 年度値））以上
（2035 年度）

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	保存樹林等の重要性を理解し、維持管理に協力していきます。
事業者	保存樹林等の重要性を理解し、維持管理に協力していくとともに、従業員や取引企業等にその重要性を伝えていきます。
草加市	保存樹林制度等を使用して、良好な自然環境の保全を推進していきます。

将来像 2 3 4 5

施策方針 2-1

施策 2-1-2

農地の保全

①趣 旨

本市に現存する水田や畑地などの農地は、農産物の生産地、草加らしい景観の構成要素として、生物多様性上、重要な役割を果たしています。また、生きものの重要な生息・生育地ともなっています。

これらの農地は、後継者不足や、相続等の問題で減少しているのが現状です。

本市では、新たに策定を予定している都市農業振興基本計画等に基づき、農地の保全につながる施策を推進していきます。

②重点プラン

1 都市農業振興基本計画の策定【産業振興課】

本市では平成 31 年度（2019 年度）に都市農業振興基本計画を策定し、農業に関連した魅力あるまちづくりを推進していきます。

2 特定生産緑地指定の検討【都市計画課】

指定期限が切れる生産緑地地区について、所有者の意向をふまえつつ、新たに特定生産緑地の指定を検討していきます。

3 農地の保全維持に関する支援の実施【産業振興課】

農産物の生産、地産地消、生きものの生息・生育地など、生物多様性の観点からの農地の重要性を市民等に発信して、農地の保全維持に関する支援を実施していきます。

4 柿木地区の乱開発抑止【環境課・都市計画課・開発指導課・農業委員会】

柿木地区の貴重な財産である豊かな自然環境や田園風景を次世代に引き継ぐため、関係法令等の運用や監視活動により乱開発を抑制します。

目 標

平成 47 年度 柿木田んぼが、適正に保存されている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、農地における生物多様性に関する情報を提供するとともに、都市農業の振興に協力していきます。
事業者	農地の保全について、協力するとともに、従業員や取引企業等にその重要性を伝えていきます。
草加市	都市農業振興基本計画に基づき、農地の保全につながる施策を推進していきます。

施策 2-2-1

河川等の保全

①趣 旨

本市の河川等は、草加らしい景観の構成要素としてだけでなく、生きものの重要な生息・生育地として生物多様性上、重要な役割を果たしています。

水質改善の取組を継続するとともに、河川等の改修に当たっては、生物多様性の機能を保全するよう、河川管理者等と協議をしていきます。

②重点プラン

1 河川等の環境保全の推進【河川課】

河川等の改修に当たっては、水辺の生物の多様性や景観に配慮した護岸の整備を管理者と協議していきます。

2 河畔林等の保全【環境課】

河畔林については、河川の改修時に適切に配慮されるよう管理者と協議していきます。

3 河川浄化対策の推進【環境課】

水質汚濁防止法等に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進、非かんがい期の通水の実施により、より多くの生きものが生息できるよう、さらなる河川水質の改善を図っていきます。

4 不法投棄ごみ対策の推進【環境課・廃棄物資源課】

綾瀬川クリーン大作戦等の啓発イベントを実施し、河川の不法投棄物の引き上げや河川敷の清掃活動により、親しみのある水辺の復活を目指していきます。



目 標

平成 47 年度 オイカワ等が繁殖できる水質（河川類型 B の水質基準）の達成
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	清掃活動等の啓発イベントへの参加し、親しみのある水辺の復活を目指していきます。
事業者	排水規制の遵守とともに、河川等の保全の重要性について従業員や取引企業等に伝えていきます。
草加市	河川等が適切に保全されるように、河川管理者と協議していくとともに、さらなる河川水質の改善、親しみのある水辺空間づくりのための取組を継続していきます。

将来像 2 3 4 5

施策方針 2-3

施策 2-3-1

絶滅が危惧される生きものの保全

①趣 旨

本市では、キタミソウをはじめ、埼玉県内で絶滅が危惧されている生きものが複数確認されています。種の多様性の視点から、絶滅が危惧される生きものの保全を推進していきます。

②重点プラン

1 キタミソウ自生地地の保全【環境課】

本市に現存するキタミソウ個体群を維持するように、自生地地の保全活動支援と市民協働の仕組みづくりを進めます。

2 絶滅が危惧される生きものの生息・生育地の保全【環境課】

そうか生きもの調査等で把握された絶滅が危惧される生きものの生息・生育地については、当該種の個体群を維持するように、保全活動支援と市民協働の仕組みづくりを進めます。

また、市が管理しているビオトープ等での種の保全等を推進していきます。



目 標

平成 47 年度
(2035 年度)

キタミソウ自生地地の保全維持
猛禽類の繁殖・営巣種数 4 種類以上

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、絶滅が危惧される生きものの生息・生育に関する情報を提供するとともに、保全の重要性を伝えていきます。 また、市民協働による種の保全のためのビオトープ維持管理活動等に参加します。
事業者	市民協働による種の保全のためのビオトープ維持管理活動に従業員等が参加するよう促します。
草加市	絶滅が危惧される生きものの保全活動支援と、市民と協働する仕組みづくりを進めます。

施策 2-4-1

生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進

①趣 旨

生物多様性に配慮した取組の一環として、資材の購入、公共事業において生物多様性に配慮した取組を推進していきます。

②重点プラン

1 資材の購入における生物多様性へ配慮した取組の検討【全所属】

生物多様性に配慮したグリーン購入の国内動向について事例等を把握していきます。

また、将来的に庁内のグリーン購入指針に関して、生物多様性への配慮事項を追加し、生物多様性に配慮した製品等の購入を推進していきます。

2 公共事業等における生物多様性への配慮の検討【全所属】

公共事業において生物多様性に配慮した取組が実施されるよう、方針を検討していきます。

目 標

平成 47 年度 グリーン購入指針に、生物多様性への配慮が組み込まれ実施されている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	日用品の購入など、積極的に生物多様性に配慮した製品を購入していきます。
事業者	資材購入においては、積極的に生物多様性に配慮した製品を購入し、また、事業における生物多様性に配慮した製品情報を広く提供していきます。
草加市	庁内の資材購入において、生物多様性に配慮した取組を推進します。 公共事業における生物多様性に配慮した取組方針を検討します。

将来像 2 3 4 5

施策方針 2-5

施策 2-5-1

生態系ネットワークに配慮した緑化等の推進

①趣 旨

本市では綾瀬川、古綾瀬川、中川、伝右川といった河川、葛西用水、八条用水といった水路が緑地をつなぐ回廊となっています。

今後は、柿木の田んぼ、市内各地に残る屋敷林や寺社林のほか、公園緑地や事業所、庭のみどりなど、生態系ネットワークを強化していく必要があります。

②重点プラン

1 公園・広場の整備推進【みどり公園課】

草加市みどりの基本計画に基づき、公園・広場の整備を推進します。

2 生物多様性に配慮した事業所や街なかの緑地整備の推進【みどり公園課】

草加市緑化推進団体等緑化事業補助金などを活用して市街地の緑化の整備を推進していきます。

3 生物多様性に配慮した緑道整備の推進【みどり公園課】

市内の河川水路沿いの緑道整備に当たっては、草加市みどりの基本計画に基づき、草加市にふさわしい景観形成や生物多様性への配慮を検討していきます。

4 学校ビオトープの維持と活用【指導課】

整備した市内の学校ビオトープについては、関係機関と協力して、維持のための管理作業等を行うほか、環境学習の場としての活用を検討していきます。

目 標

平成 47 年度 各ビオトープの維持管理が継続されている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	街なかの緑化に協力し、生態系ネットワークを強化していきます。
事業者	事業所における緑化を推進し、生態系ネットワークを強化していきます。
草加市	公園・広場の整備、緑化推進団体の補助などにより市街地の緑化の整備を推進していきます。

施策 2-6-1

外来種の防除、対策の推進

①趣 旨

工場、事業所や物流倉庫等に海外から運ばれた製品等と一緒に、外来種を意図せずに持ち込んでしまう可能性があります。また、遺棄されたペットが野生化し、生態系に影響を与える可能性もあります。

本市では、アライグマ、ウシガエル、クビアカツヤカミキリを始めとする外来種の侵入が確認されており、農作物や街路樹への被害など、生態系に影響を及ぼし始めています。

特定外来生物については、県等と協力し、防除、対策に努めていきます。

②重点プラン

1 外来種防除の推進【環境課・くらし安全課】

意図しない持ち込みを防ぐ方法等について、市内事業者等に情報提供し、官民一体となって外来種防除を推進していきます。

また、ペットの遺棄をしないよう市民に呼び掛けていきます。

2 特定外来生物対策の推進【環境課・くらし安全課】

市内で確認された特定外来生物については、必要に応じた対策を実施します。



目 標

平成 47 年度 クビアカツヤカミキリが、市内から確認されなくなっている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、外来種に関する情報を提供します。また、飼っているペットは最後まで面倒を見ます。
事業者	事業者が実施している外来生物防除に関する情報を提供します。また、従業員や取引企業等に外来種防除に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	そうか生きもののだより、ホームページ、広報などを通じて、外来生物防除に関する情報を広く提供するとともに、特定外来生物の対策については法律に基づき適切に実施していきます。

将来像 6 7

施策方針 3-1

施策 3-1-1

市民協働による生物多様性保全活動の推進

①趣 旨

本市の生物多様性を保全するためには、屋敷林や農地などの人が関与して維持されてきた環境の保全が欠かせません。

これらの環境を維持するためには、屋敷林では下刈りや枝の剪定、水田等では除草や水位の変動など維持管理が必要となり、所有者や行政だけでなく、市民の理解と協力が必要です。

本市では、市民協働による生物多様性保全活動への参画機会を増やしていきます。

②重点プラン

古綾瀬自然ひろばや綾瀬川バードサンクチュアリ等の協働による維持管理【環境課】

生物多様性保全活動の市民協働のモデルとして、古綾瀬自然ひろばや綾瀬川バードサンクチュアリの維持管理作業を市民協働で進め、その情報を市民に発信します。

また、絶滅のおそれのある植物種の生育が確認されている中川や、柿木地区産業団地内に整備予定の北側調整池エリアなどについても、行政、市民、事業者の協働で維持管理作業を行います。



目 標

平成 47 年度 古綾瀬自然ひろばでの確認鳥類数 27 種以上
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市民	市民協働による保全活動へ積極的に参加していきます。
事業者	市民協働による保全活動に関する情報を従業員に提供するとともに参加を促します。
草加市	緑地管理の市民協働によるモデル事業を実施し、その効果等の情報について、そうか生きものだより、ホームページ、広報などを通じて、広く提供していきます。

施策 3-2-1

そうか生きもの調査の実施

①趣 旨

市民の目線で、本市の生物多様性の大切さを知るとともに、生物多様性の変化を把握するために、そうか生きもの調査を継続的に実施していきます。

②重点プラン

1 そうか生きもの調査の実施【環境課】

そうか生きもの調査について、継続的に実施するための体制について検討し、実施していきます。

2 そうか生きもの調査結果の活用【環境課】

そうか生きもの調査の結果に基づき、緑地管理などの内容について反映させていきます。



目 標	市民参加によるそうか生きもの調査の実施回数が年 6 回以上
平成 47 年度	そうか生きもの調査への参加者数が現況値以上
(2035 年度)	そうか生きものだよりへの投稿数が現況値以上

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、生きものに関する情報を提供します。
事業者	そうか生きもの調査への参加等を通じて、事業における生物多様性に配慮した取組に関する情報を提供します。また、従業員や取引企業等に生物多様性に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	そうか生きものだより、ホームページ、広報などを通じて、そうか生きもの調査の実施及び結果について情報を広く提供していきます。また、調査の結果を用いて、緑地管理方法などに反映していきます。

将来像 6 7

施策方針 3-3

施策 3-3-1

生物多様性を知り、考える機会の提供

①趣 旨

生物多様性の主流化を図るためには、身近な生活と生物多様性との関係を知り、何ができるか考える機会が必要です。

本市では、イベントや講演会、環境教育等を通じて、市民や事業者が生物多様性を知り、考える機会をさらに提供していきます。

②重点プラン

1 市が主催するイベント等の活用【環境課】

そうか環境とくらしフェアや環境講演会等のイベントにおいて、身近な生活と生物多様性との関係について考える機会を提供していきます。また、学校等で行われる環境教育に身近な生活と生物多様性との関係を考える機会の充実を図っていきます。



2 伝統文化の継承と活用【産業振興課・生涯学習課】

国名勝に指定された草加松原の保全や、草加せんべいを代表とする食文化の継承もまた生物多様性に関わりがあります。引き続き、伝統文化の継承を図っていきます。

目 標

平成 47 年度 生物多様性について、考える機会を年 1 回以上提供する
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	身近な生活と生物多様性とを知るイベント等へ参加します。
事業者	従業員等に身近な生活と生物多様性とを知るイベント等への参加を促します。
草加市	イベントや講演会、環境教育等を通じて、市民や事業者が生物多様性を知り、考える機会を提供します。

将来像 6 7	施策方針 3-3
施策 3-3-2	生物多様性に係る人材の育成

①趣 旨

少子高齢化社会に向けて、生物多様性に係る指導者などの人材育成が必要です。

本市では、そうか生きもの調査会を通じた指導者の育成や、環境講演会等を通じた市民、事業者、行政の生物多様性に係る人材育成の機会を提供していきます。

②重点プラン

1 生きもの調査等を通じた指導者育成【環境課】

そうか生きもの調査におけるミニ観察会等を活用して、地域の生物多様性に係る指導者となる人材の育成を図っていきます。

2 専門家による人材育成機会の提供【環境課】

環境講演会等の機会を活用して、市民、事業者、行政の生物多様性に関する人材育成を図っていきます。

目 標

平成 47 年度 市民と事業者、行政が協力して、守りたい自然の継続的な維持が行われている
(2035 年度)

③主な実施主体と期待される役割

主な実施主体	期待される役割
市 民	生物多様性に係る人材育成機会に参加します。
事業者	従業員等に生物多様性に係る人材育成機会への参加を促します。
草加市	イベントや講演会、環境教育等を通じて、市民、事業者、行政の生物多様性に係る人材育成機会を提供します。

2. 地域区分別の保全方針

第2章で整理した環境区分別の課題と、地区別の課題を組み合わせ、本市における地域区分別の生物多様性保全方針を設定しました。

市内の地域区分は、土地利用から「市街地中心部」「市街地周縁部」「水とみどりの地域」に区分しました。

地域区分別の保全方針は、表 4.2-1 から表 4.2-3 までに示すとおりとします。



図 4.2-1 草加市における生物多様性の地域区分（案）

表 4.2-1 地域区分別の保全方針（市街地中心部）

生物多様性保全方針
【地域の特徴】 ・駅や駅前の商業施設及びその周辺の住宅地等が密集する。 ・公園等を除き、まとまったみどり、農地等が少ない。 ・東京外環道、国道 4 号他の街路樹や緑地帯がある。 ・綾瀬川、伝右川等の河川がある。
「知る」 ・環境イベント等における生物多様性関連情報の発信
「守り・育てる」 ・集合住宅や戸建の庭における生物多様性配慮の支援 ・商店街等におけるプランター設置による緑化補助 ・生物多様性に配慮した道路沿いの緑道整備の検討
「参加する」 ・公園等を利用した生物多様性保全活動の実施

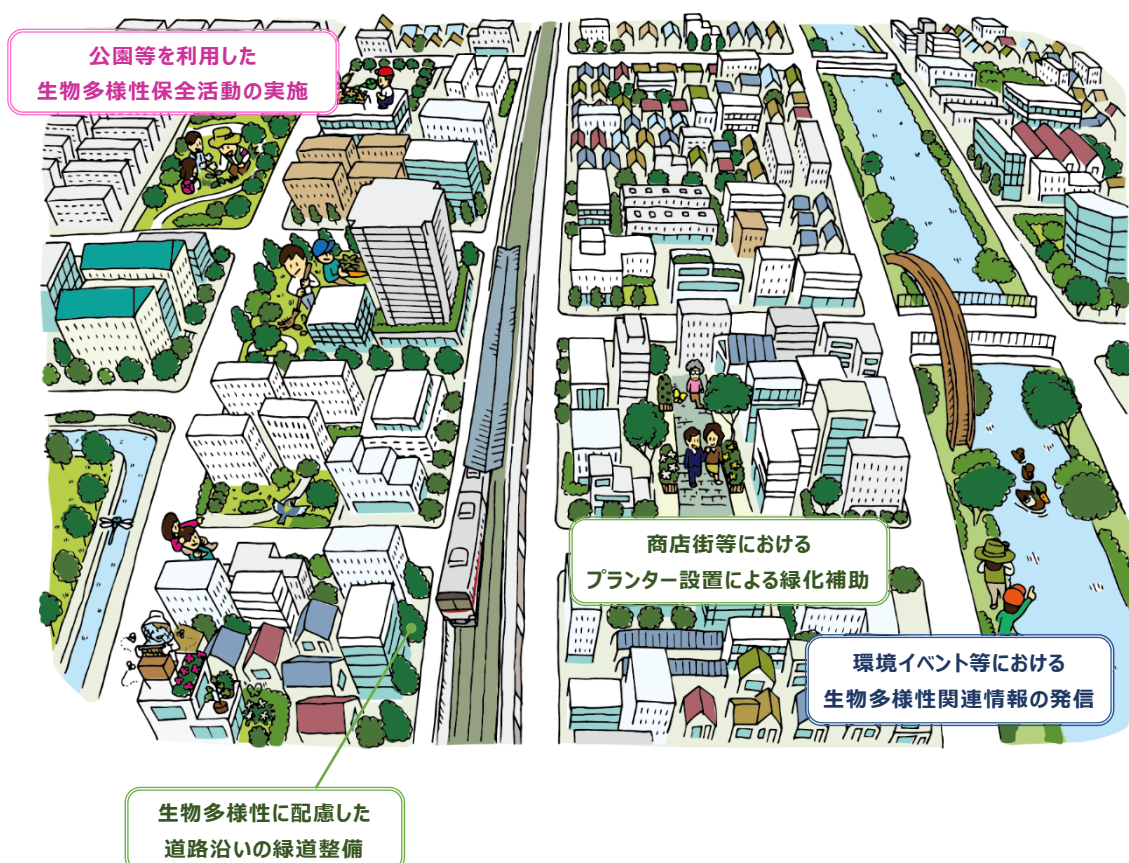
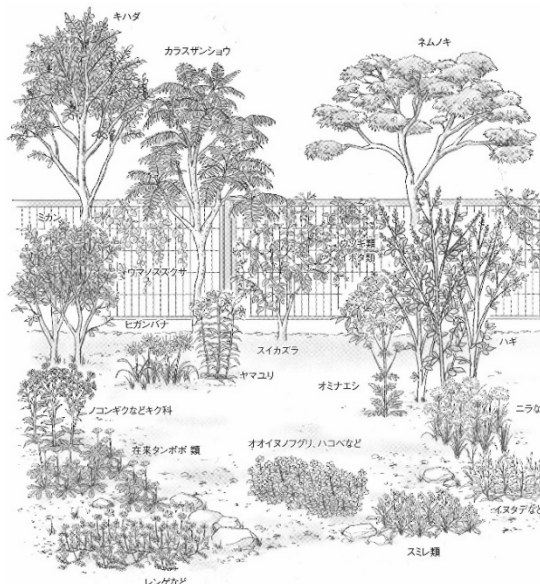


図 4.2-2 市街地中心部の将来イメージ

【チョウを誘致する植栽の例】

- ・成虫の吸蜜植物は、できるだけ、花蜜が多く、花期が長く、多数の花を同時に咲かせる草花や花木を選定します。
- ・春から秋まで時期を違えて花咲く植物を植栽すると良い。アゲハ蝶は赤系、シロチョウ類は白や黄系の花を好むなど、蝶の種類によって好む花色が異なることから、これらに留意して多様な種を植栽・育成します。
- ・ツル植物のスイカズラやウマノスズクサは絡みつく植物であるため、フェンスの利用も効果的です。
- ・屋上やベランダでも、壁面緑化を行う、階段状に植栽を配置するなど、高さ方向に緑の連続性があれば、食草による誘致が可能です。



参考 庭等におけるバタフライガーデンのイメージ

出典：「ビオトープづくり実践帳」（養父志乃夫、2010年）（「バタフライガーデン入門」（海野和男編著、1999年）を一部修正）

参考 チョウが好む植物の例

科名	種名	幼虫の食草・食樹
アゲハチョウ科	クロアゲハ	(ミカン科)カラスザンショウ、サンショウ、イヌザンショウ、ミカン類*等
	モンキアゲハ	(ミカン科)カラスザンショウ、ミカン類*等
	ジャコウアゲハ	(ウマノスズクサ科)ウマノスズクサ、オオバウマノスズクサ等
	ナミアゲハ (アゲハ)	(ミカン科)カラスザンショウ、サンショウ、イヌザンショウ、ミカン類*等
	キアゲハ	(セリ科)セリ、ミツバ、シシウド、ニンジン*、パセリ*等
	アオスジアゲハ	(クスノキ科)クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ等
シロチョウ科	キチョウ (キタキチョウ)	(ハギ類)メドハギ、(マメ科)ネムノキ等
	モンキチョウ	(マメ科)コマツナギ、ミヤコグサ等
	ツマキチョウ	(アブラナ科)タネツケバナ、イヌガラシ、ハタザオ、ミヤマハタザオ等
	スジグロシロチョウ	(アブラナ科)ヒロハコンロンソウ、タネツケバナ、イヌガラシ、ヤマハタザオ等
	モンシロチョウ	(アブラナ科)アブラナ、イヌガラシ、タネツケバナ、キャベツ*、ブロッコリー*等
シジミチョウ科	ウラギンシジミ	(マメ科)フジ、クララ、クズ等
	ムラサキツバメ	(ブナ科)マテバシイ等
	ムラサキシジミ	(ブナ科)クヌギ、カシウ、ミズナラ、コナラ、アラカシ、イチイガシ等
	ベニシジミ	(タデ科)スイバ、ギンギン等
	ウラナシジミ	(マメ科)クズ、ハギ、エンドウ*、ダイズ*、インゲン*等
	ヤマトシジミ	(カタバミ科)カタバミ類
	ルリシジミ	(マメ科)ヤマハギ、フジ、クララ、クズ、(ミズキ科)ミズキ、(タデ科)イタドリ、オオイタドリ等
	ツバメシジミ	(マメ科)カラスノエンドウ、コマツナギ等
タテハチョウ科	コミスジ	(マメ科)フジ、クズ等
	キタテハ	(クワ科)カナムグラ、カラハナソウ、(イラクサ科)イラクサ等
	ルリタテハ	(ユリ科)サルトリイバラ、ホトトギス、オニユリ、ヤマユリ等
	アカタテハ	(イラクサ科)カラムシ、イラクサ等
	ヒメアカタテハ	(キク科)ハハコグサ、ヨモギ、ゴボウ*、(イラクサ科)カラムシ等
	ゴマダラチョウ	(ニレ科)エノキ、エゾエノキ等
	ヒメジャノメ	(イネ科)アズマネザサ、ススキ、チヂミザサ、チガヤ、イネ*、(カヤツリグサ科)カササゲ、ヒメスゲ等
	ヒメウラナシジミ	(イネ科)チヂミザサ、ススキ、チガヤ、アシボロ、メヒシバ、(カヤツリグサ科)ショウジョウスゲ等
セセリチョウ科	イチモンジセセリ	(イネ科)チガヤ、エノコログサ、アズマネザサ、ススキ、ヨシ、メヒシバ、イネ*等
	チャバネセセリ	(イネ科)チガヤ、ススキ、ヨシ、メヒシバ、イネ*等

注) 幼虫の食草・食樹のうち、栽培種には「*」を付した。

参考) 「フィールドガイド 日本のチョウ」(日本チョウ類保全協会編、2012年)

「花と蝶を楽しむバタフライガーデン入門」(海野和男、1999年)

「昆虫の食草・食樹ハンドブック」(森上・林、2007年)

表 4.2-2 地域区分別の保全方針（市街地周縁部）

生物多様性保全方針
【地域の特徴】 ・駅からやや離れた閑静な住宅街と、物流倉庫、工場や事業所などがある。 ・やや規模の大きな公園、屋敷林、工場緑地、遊水地などがあるほか、生産緑地もまばらに存在する。 ・東京外環道、県道他の街路樹や緑地帯がある。 ・綾瀬川、古綾瀬川、辰井川等の河川、葛西用水、八条用水等の水路がある。 ・キタミソウの自生地、綾瀬川バードサンクチュアリ、古綾瀬自然ひろばなど、保全すべき緑地がある。
「知る」 ・自然観察会などのイベントを通じた生物多様性関連情報の発信
「守り・育てる」 ・「水辺とみどりの交流拠点」の整備 ・緑の生態的回廊の拠点となる公園緑地等の保全、整備、維持管理 ・住宅等の庭や工場緑地における生物多様性配慮の支援 ・ビオトープ整備の推進と維持管理 ・樹林や生産緑地等の保全 ・キタミソウなど希少種等の生息・生育地の保全 ・生物多様性に配慮した用水や道路沿いの緑道整備と維持管理の検討 ・用水や河川における多自然川づくりの検討 ・身近な公園等整備推進エリアにおける生物多様性に配慮した公園の検討 ・生産緑地等を活用した生物多様性に配慮した公園計画（氷川町など） ・外来種等の対策
「参加する」 ・公園や緑地を利用した生物多様性保全活動の実施 ・河川内の多様な環境の保全維持（協議と要請） ・親水施設の整備と活用プログラムの整備（協議と要請） ・ビオトープ等を利用した生物多様性保全活動の実施

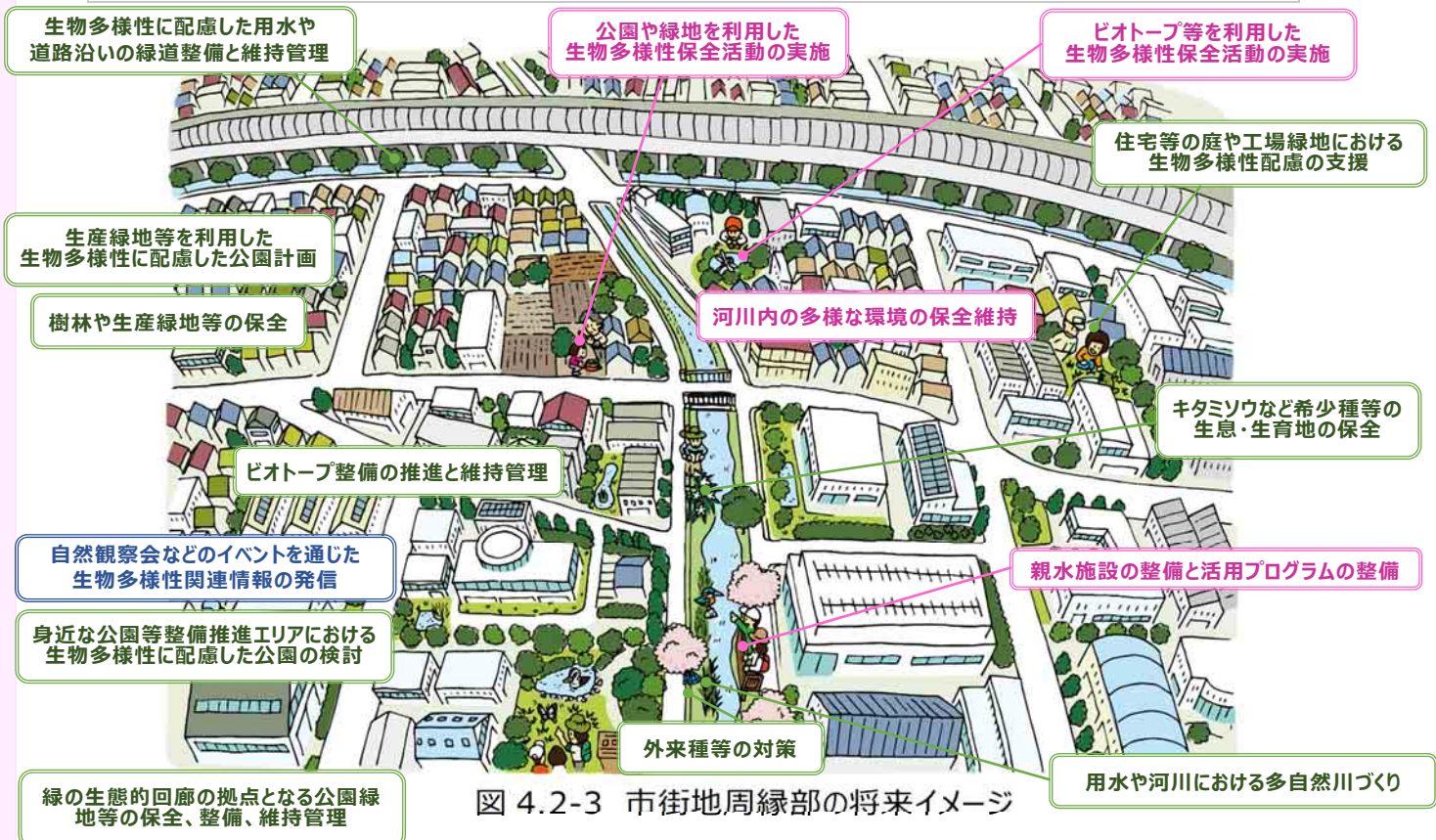
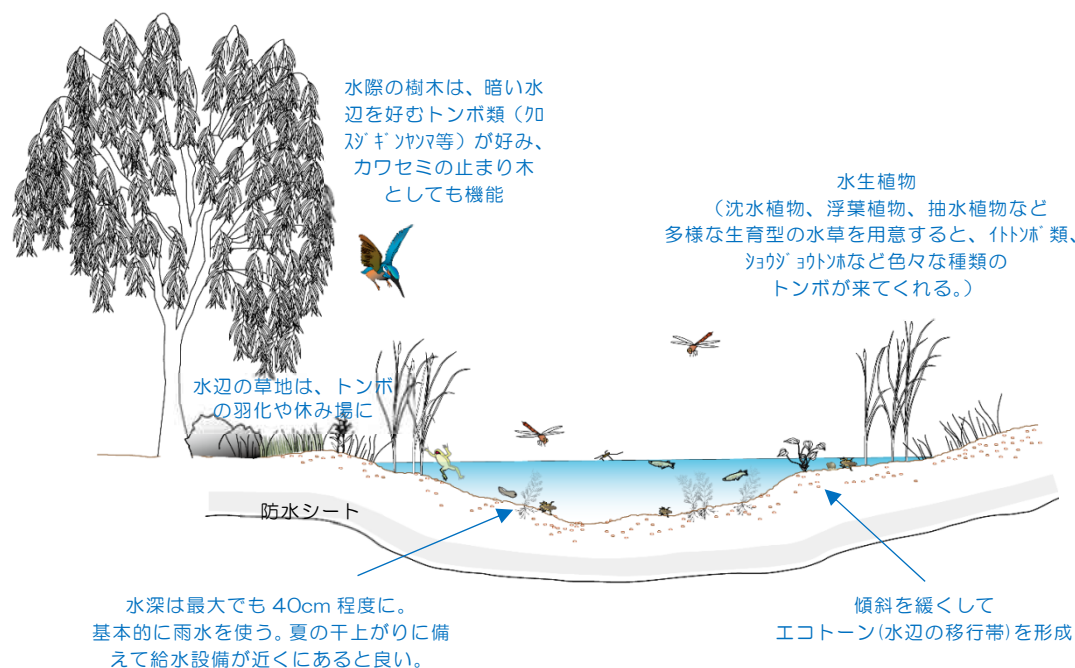


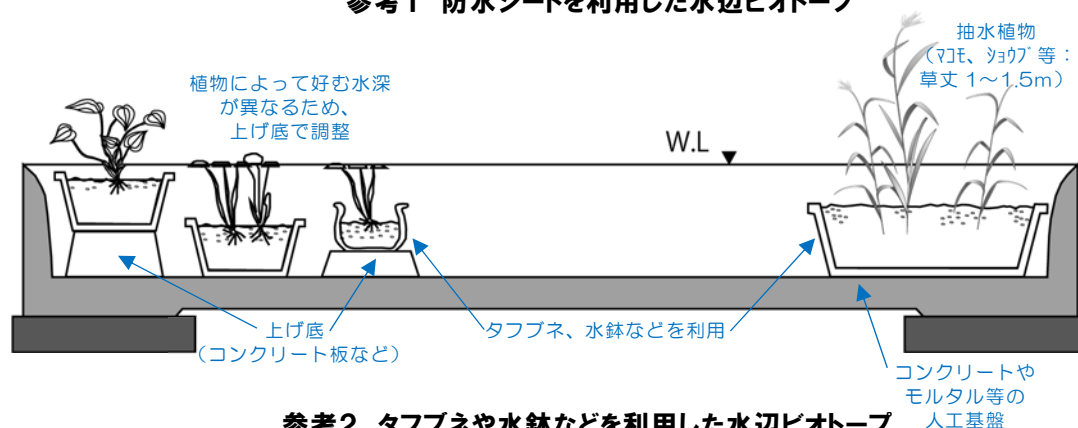
図 4.2-3 市街地周縁部の将来イメージ

【トンボを誘致する水辺づくりの例】

- ・水深や土壌湿度によって定着する植物や生きものが異なることから、水際は可能な限り緩傾斜とし、水辺のエコトーン（移行帯）を形成するとよいです（参考1）。
- ・利用できる面積が限られている場合は、タフブネや水鉢などを上手く活用して、簡易の水辺ビオトープも効果があります（参考2）。
- ・最大水深は30～40cmとします（安全性、環境の多様性、水温変化等を考慮します）。
- ・原則、雨水のみで涵養することを目指し、傾斜等による表流水の自然流入が可能な位置に池を配置する。また、夏季の渇水時に備えて、ビオトープ池の傍には給水設備を設置しておきます。
- ・トンボ類を含む飛来生物が上空から水面を認識できるよう、「水面に占める植物の割合は20～30%」（開放水面70～80%）を目安に管理します。



参考1 防水シートを利用した水辺ビオトープ



参考2 タフブネや水鉢などを利用した水辺ビオトープ

参考：「ビオトープづくり実戦帳」（養父志乃夫,2010年）

表 4.2-3 地域区分別の保全方針（水とみどりの地域）

生物多様性保全方針
【地域の特徴】 ・水田や屋敷林などが多い。 ・東埼玉道路などの街路樹や緑地帯がある。 ・中川や水田周りの水路がある。 ・柿木田んぼや中川の河畔林に希少種等の生息・生育地がある。
「知る」 ・自然観察会などのイベントを通じた生物多様性関連情報の発信
「守り・育てる」 ・緑の生態的回廊の拠点となる公園緑地等の保全、整備、維持管理 ・既存制度による水田や屋敷林などの自然地の保全 ・新規事業地における緑地保全の実施 ・新規・既存施設と周辺環境の調和 ・ヌマトラノオ、コギシギシ、ミズワラビ、ノウルシ、ノカラムツなど希少種等の生息・生育地の保全 ・用水や河川における多自然川づくりの検討 ・外来種等の対策
「参加する」 ・緑地を利用した生物多様性保全活動の実施 ・剪定、落ち葉かき等維持管理作業への市民の参加 ・河川内の多様な環境の保全維持（協議と要請）

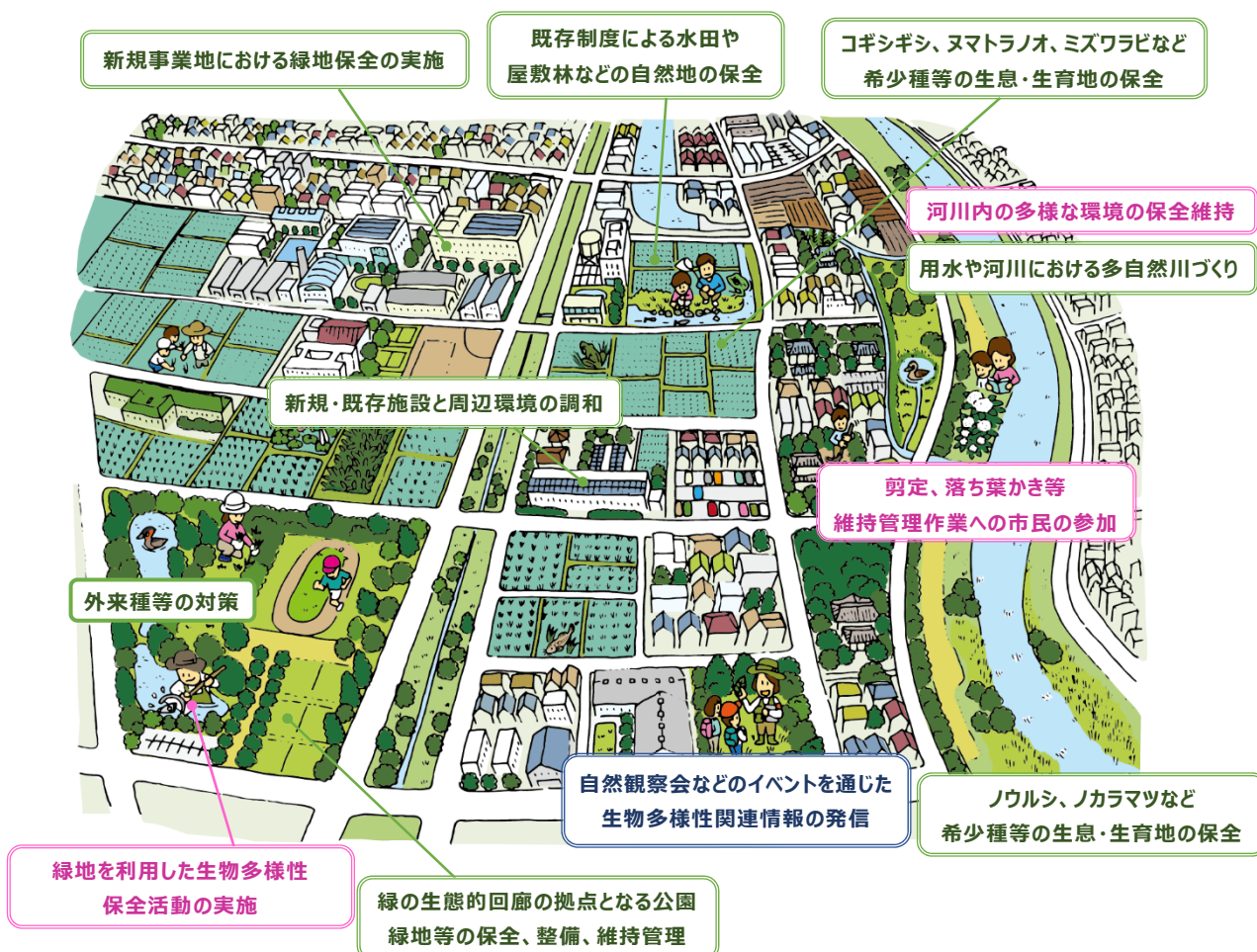


図 4.2-4 水とみどりの地域の将来イメージ

【鳥を呼び込む誘致する緑地づくりの例】

- ・鳥は種によって利用する高さが異なることから、高木・亜高木（中木）・低木・草本（地被類）を組み合わせ、多階層の樹林を創出する。
- ・また、林縁等の一部に藪環境（低木やササ類）を整備することで、アオジやウグイス等の生息環境や、カナヘビ等小動物の隠れ場の創出につながる。
- ・逸出による生態系の攪乱を防止するため、できるだけ地域の在来種を選定する。
- ・10～15 年経過した樹林では、萌芽更新を検討する。萌芽更新を意図して伐採する場合は、3月に行う。伐採木は、集積して、エコストックとしても良い。
- ・枯れ枝や枯れた木、衰弱した木は、コゲラ等の採餌や繁殖に役立つ。可能な場合は、一部に残すことを検討する。
- ・落葉は、微生物によって分解され、保水力や通気性に優れた腐葉土となり、植物の生育を促す効果がある。また、クワガタムシ等の甲虫類やチョウ類の幼虫の生息環境や、シジュウカラ等の鳥類の餌場となっている場合がある。このため、落葉の回収は、必要以上に行わないようにする。
- ・シジュウカラやコゲラ等の小鳥類のために「巣箱」を設置することや、水浴びや水を飲むための「バードバス」を設置するなど検討する。バードバスや水辺の近くには、樹林を一部に配置し、人が接近できない落ち着ける空間を形成する。

刈取りの頻度や区画を変えて、多様な草丈に（ツグミは低茎草地を、アオジは高茎草地を好む。

ウグイスやアオジ等が利用するヤブ環境を残す。

シジュウカラやメジロ、コゲラなど色々な種類の鳥を呼び込むため、色々な高さの木（高木・中木・低木・草本(地被類)）を植え、多様な樹種を植栽する。
コゲラの繁殖が可能な緑地では、枯枝や枯木を一部に残す。



参考1 鳥を呼び込む緑地のイメージ

参考 鳥が好む実のなる木の例

樹種	樹種名	科名	常・落	花期	実期	実の色
低木類	カジイチゴ	バラ	落	3-4月	4-5月	黄橙
	タチバナモドキ	バラ	常	5-6月	10-12月	橙
	ヤツデ	ウコギ	常	11-12月	4-5月	黒
	ヒラギナンテン	メギ	常	3月	9-10月	黒紫
	ナンテン	メギ	常	5-6月	11-1月	赤
	サンショウ	ミカン	落	4-5月	9-10月	褐
	イヌザンショウ	ミカン	落	7-8月	10-11月	褐・赤
	ニシキギ	ニシキギ	落	5-6月	10-11月	赤
	マサキ	ニシキギ	常	6-7月	12月	褐・橙
	イヌツゲ	モチノキ	常	6-7月	10-11月	黒
中木類	アオキ	ミズキ	常	3-4月	12-3月	赤
	カクレミノ	ウコギ	常	7-8月	11-12月	黒
	ウメモドキ	モチノキ	落	5-7月	11-12月	赤
	ヤマグワ	クワ	落	4-5月	6-8月	黒紫
	イヌビワ	クワ	落	4-7月	8-10月	黒紫
	ネズミモチ	モクセイ	常	5-6月	11-12月	黒紫
	ヒサカキ	ツバキ	常	3-4月	11-3月	黒紫
	エゴノキ	エゴノキ	落	5-6月	8-9月	灰白
	アキグミ	グミ	落	4-5月	9-11月	赤
樹種	樹種名	科名	常・落	花期	実期	実の色
中木類	リョウブ	リョウブ	落	7-9月	10-11月	褐
	ヌルデ	ウルシ	落	8-9月	10-11月	黄土
高木類	ヤマモモ	ヤマモモ	常	3-4月	6月	赤黒
	ウワミズザクラ	バラ	落	4-5月	6-7月	黒紫
	エノキ	ニレ	落	4-5月	9月	赤褐
	コブシ	モクレン	落	4月	9-10月	褐・赤
	ムクノキ	ニレ	落	4-5月	10月	黒紫
	イイギリ	イイギリ	落	4-5月	10-11月	赤
	ミズキ	ミズキ	落	5-6月	10-11月	黒紫
	クスノキ	クスノキ	常	5-6月	10-11月	黒
	カキ	カキノキ	落	5-6月	10-11月	朱
	モチノキ	モチノキ	常	4-5月	11-12月	赤
ツル性	クロガネモチ	モチノキ	常	4-5月	11-12月	赤
	キヅタ	ウコギ	常	10-12月	3-4月	黒紫
	エビヅル	ブドウ	落	6-8月	9-10月	黒紫
	ツタ	ブドウ	落	6-7月	10-11月	黒紫
	アケビ	アケビ	落	4-5月	10-11月	薄紫
	ツルウメモドキ	ニシキギ	落	5-6月	10-11月	黄・赤
	サネカズラ	マツバサ	常	8-9月	10-11月	赤

出典)「ビオトープづくり実践帳」(養父志乃夫、2010年)

参考 草加市における在来種緑化のための植栽候補種案

階層	水辺環境	樹林環境(水辺以外)	草地環境(水辺以外)
高木	ハンノキ、クヌギ など	エノキ、ムクノキ、ケヤキ、 コナラ、スダジイ、タブノキ、 シラカシ など	—
中木	カワヤナギ、タチヤナギ、 アカメヤナギ、ジャヤナギ、 ネコヤナギ など	ヤブツバキ、シロダモ、モチノキ、 コブシ、アカメガシワ など	—
低木	ゴマギ、マユミ、イボタノキ、 イヌコリヤナギ など	マユミ、ムラサキシキブ、アオキ、 ヒサカキ、ヤマグワ など	—
草本(地被)	ヨシ、ヒメガマ、コガマ、ガマ、 カサスゲ、ミゾソバ など	ジャノヒゲ、ヤブラン、ヒカゲスゲ、 ケチヂミザサ など	ノシバ、チガヤ、ススキ など

出典)「草加市野鳥・植生調査-報告書-」(草加市、2002年)を参考に作成

3. 主体別行動指針

1) 市民ができること

「知る」

① 本市の自然に触れ合う時間をつくります。

生物多様性と私たちの生活との関係を知ることが大切です。市内に残された自然環境に出かけ、自然と触れ合う時間をつくってみてください。昔遊んだ場所が、今どうなっているでしょうか。あるいは、初めて行く場所で新しい発見をすることができるかもしれません。

本市には、草加環境推進協議会が作成した『そうかの自然マップ』（平成 29 年）があります。自然に触れ合う時間をつくることで、足元から生物多様性を見つめてみるのが、生物多様性への理解を深める第一歩になります。

【『そうかの自然マップ』の紹介】

私たちの住む「そうか」でも、水辺や湿地、屋敷林や庭先、緑地などで多様な生きものたちが暮しています。

多くの市民の皆さんに身近な生きものたちとその暮す場所について知っていただくとともに、かけがえのない「そうかの自然」を守り、そして次世代の子どもたちに残すため、草加環境推進協議会がこのマップを作成しました。

マップには、本市にある豊かな自然やそこで見ることができる生きものがたくさん出ています。

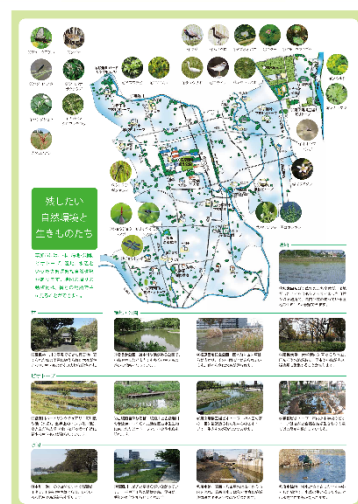
このマップを片手に、身の回りの自然に足をのばしてはいかがでしょうか。

編集・発行：草加環境推進協議会

発行日：平成 29 年 12 月 20 日

草加市高砂一丁目 1 番 1 号

草加市環境課内



「守り・育てる」

② 庭などのできる生物多様性への配慮を推進します。

市街化が進んでいる本市では、戸建て住宅や集合住宅の庭や外構緑地も重要な生物多様性保全の場となります。

市民一人ひとりの少しの工夫で、まちの中にも生きものと共生する空間をつくることができます。

【戸建住宅や集合住宅でもできる生物多様性配慮の例】

- ・鳥の餌となる実がなる木（食餌木）を植える。巣箱や餌台、水浴び場（バードバス）といったものを用意し、鳥が遊びに来るようにしつらえる。
- ・庭に、落ち葉や落枝を集めて、虫が隠れる場所を造る。トンボ池（ビオトープ池）など、地域の生態系を模した水辺を創出する。
- ・地域の景観を形成する在来種を、庭木に積極的に使用する。
- ・化学肥料や殺虫剤の使用を控えて、自家製の堆肥（コンポストなどで造ったもの等）の使用や、害虫を見付けたときだけ、局所的に散布を行う。
- ・生垣や低木植栽を使って、動物が移動する、あるいは姿を隠せる空間を意図的に造る。
- ・隣の庭や街路樹など隣接する緑との連続性を確保するように剪定を行い、町会・自治会や街区レベルで生きもののネットワークを意識した緑地を形成する。



庭木に付けた巣箱



植木鉢や切り株で隠れ場所



生きものの目隠しや回廊になる生垣

「参加する」

③ 生物多様性にかかるイベントへ参加、協力します。

生物多様性は私たちの生活と深く結び付いています。それだけに、その保全をするためには、多くの人の参加と協力が必要となります。市内でも、管理の人手が足りず、生物多様性が低下している水田や畑地、屋敷林などの樹林地、遊水地などの環境があります。

本市では、河川や公園・広場などで生物多様性を保全するための活動を体験できるイベントを開催しています。これらの活動に参加することで、誰でも生物多様性を適切に保全する方法を身に付けることができます。

また、市や市民が開催する生物多様性に係るイベントへの参加・協力を支援しています。

【そうか生きもの調査の紹介】

本市は、生物多様性の取組を進める上での基礎情報を収集するために、平成 28 年度から市内に生息・生育する動植物について、市民参加により調査する「生きもの調査」を開始しました。

○個別調査

自分の家の周りなど身近な場所であらかじめ決めた植物や鳥、昆虫など 42 種を中心に探すもので、調べる時間や回数は自由です。月ごとに見付けた生きものと場所を報告書に記入し、提出していただきます。

○集合調査

「生きもの調査会」に参加して、市内の希少生物や野生生物が多く生息する場所で、市民講師と一緒に、生きものの名前や特徴などを学びながら参加者全員で調査を行います。

私たちのまち“そうか”に生息・生育する動植物について、学びながら守る『生きもの調査員』は 188 人（平成 30 年 11 月現在）の登録があります。



そうか公園での集合調査



キタミソウ自生地での集合調査

④ 地産地消に協力するとともに、生物多様性に配慮した企業や商品の選択購入を推進します。

地域で作られた農産物等を地域で消費すること（地産地消）は、輸送による燃料消費を減らすだけでなく、地域の自然の恵みである農作物や農業を守り、生物の生息場所となる農地を保全する役割も果たします。

私たちの消費するものの多くは、地域外や国外で作るものになっています。生物多様性に配慮している企業の製品や商品を選択的に購入することで、生物多様性の保全に貢献することができます。

⑤ 生物多様性の保全に配慮した取組を推進します。

本市では、既に「食べ残し（食品ロス）ゼロ運動」「エコライフD A Yチェックシート」「地球温暖化防止活動補助金」などの取組を進めていますが、これらの取組は、生物資源の保全や、気候変動による生態系への影響の緩和などの観点から、生物多様性の保全とも関係しています。

⑥ ペットを飼う場合は、最後まで面倒をみます。

動物の遺棄（ペットを捨てる行為）は、法律に抵触する可能性があるとともに、生態系に悪影響を及ぼす可能性があることをよく理解し、一度飼い始めたら最後まで責任をもって飼うことが大切です。

【生物多様性に配慮した製品であることを示すマークの例】

最近ではスーパーマーケットやコンビニで売られている製品にも、生物多様性に配慮していることを示すマークが付けられていることをご存知ですか。ここでは、そのうちのいくつかを紹介します。

RSPO 認証

(持続可能なパーム油のための円卓会議)



熱帯林の保全やそこに生息する生物の多様性、森林に関わる人々の暮らしに悪影響のない、持続可能なパーム油の認証制度。パーム油は加工食品、洗剤などの形で身近に利用されています。基準は生産、流通、利用の各段階で定められています。

レインフォレスト・アライアンス認証

(レインフォレスト・アライアンス)



生物多様性を維持し、人々の持続可能な生活を確保することを目的に認証された森林や農園でつくられた商品につけられるロゴマークです。コーヒー、チョコレート、紅茶、果物、切り花など、さまざまな商品に表示されています。

バードフрендリー®・コーヒー認証

(バードフрендリー®)



熱帯の森林を利用した木陰栽培・有機栽培で生産されたコーヒーをプレミアム価格で買い取ることで、生産農家を支援しながら森林伐採も防止し、そこで休む渡り鳥を守るプログラム。その収益は世界中の渡り鳥保護のために利用されています。

有機 JAS

(農林水産省)



農業や化学肥料などの化学物質に頼らず、遺伝子の組み替え技術を使用せず、自然界の力を活かして生産された農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。2001年にスタートした制度で太陽と雲と植物をイメージしたマークです。

GOTS 認証

(日本オーガニックコットン協会)



有機農法で栽培・飼育された原料から繊維製品をオーガニックに加工するための世界基準です。紡績から最終製品に至るまで、環境的・社会的に配慮した持続可能な方法で製造されたことを検査認証するしくみと、それを証明するマークです。

MSC 認証

(海洋管理協議会)



いつでも魚を食べ続けられるように、海洋の環境や水産資源を守って獲られた水産物に与えられるエコラベル。漁業の現場はもちろん、水産物の加工や流通の過程でも審査が行われ、厳しい審査を経た製品だけがつけられます。

ASC 認証

(水産養殖管理協議会)



天然水産物についてのMSC 同様に養殖による水産物に定められた認証エコラベル。自然資源の持続可能な利用を補い、養殖そのものが及ぼす環境への負担を軽減し、養殖業に携わる地域の人々の暮らしを支えることがポイントです。

マリン・エコラベル・ジャパン認証

(一般社団法人 マリン・エコラベル・ジャパン協議会)



水産物を対象とした日本初のエコラベル制度です。水産資源の持続的利用や生態系の保全をはかるための活動を積極的に行っている漁業を認証し、消費者をはじめとした人々に、これらの活動を応援してもらうことを目的としています。

FSC® 認証

(Forest Stewardship Council®)



森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを、信頼できるシステムで評価し、それが行われている森林を認証し、その森林から生産された木材や木材製品（紙製品を含む）につけられる認証ロゴマークです。

PEFC / SGEC 森林認証プログラム

(PEFC アジアプロモーションズ・緑の循環認証会議)



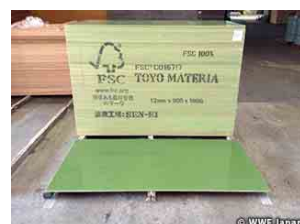
PEFC/SGEC (PEFC と相互承認) には、森林が持続可能に経営されていることを認証する「森林管理認証」と、紙製品や木材製品などがその認証森林から生産されていることを認証する「CoC 認証」があります。



FSC 認証材を使ったオフィス用品



MSC 認証魚の販売



FSC 認証材を使ったコンパネ

出典：国連生物多様性の 10 年日本委員会 ウェブサイト

<http://undb.jp/committee/tool/ikitomo/>

最終閲覧日：平成 30 年 1 月 17 日

出典：WWF ジャパン ウェブサイト

<https://www.wwf.or.jp/>

最終閲覧日：平成 30 年 1 月 17 日

2) 事業者ができること

「知る」

① 生物多様性に配慮した製品や技術の開発に取り組みます。

平成 27 年に公表された国連の持続可能目標（SDGs）の浸透とともに、企業の生物多様性への取組が進められています。

生物多様性に配慮した製品や技術の開発は、生物多様性の保全に貢献するとともに、新たなビジネスチャンスにつながります。

【企業の取組なら、この一冊！】

環境省は事業者向けに、生物多様性に配慮した活動の基礎的な情報や考え方などを取りまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」を公開しています（2009 年第 1 版、2019 年第 2 版）。

持続可能な開発目標（SDGs）、ISO14001 の改訂や ESG 投資の拡大など、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事業者への期待は年々高まっています。

ガイドラインでは、初めて生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行おうと考えている実務担当者に向けて、事業活動と生物多様性の関係を紹介するとともに、事業者が社会からどのような取組を期待されているのかが具体的に解説されています。



出典：環境省 生物多様性と民間参画
https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/index.html
最終閲覧日：平成 30 年 1 月 17 日

② 生物多様性に配慮した原材料や製品の購入に取り組みます。

事業者が取り組める生物多様性配慮の一つが購入（サプライチェーン）における配慮です。工場であれば、水や原材料、電気等が、生物多様性に配慮したものであること、オフィスであれば、使う紙に森林認証を受けた製品を使うことや、適正な環境アセスメント等を経た再生可能エネルギーを使うことなどが考えられます。

一方、水資源や原材料等の確保段階で、自然環境を破壊する、不適切な収奪を行っているような製品は、今後、市場から駆逐されていく可能性もあります。既に、ISO14000 シリーズや、国際会計基準では、生物多様性配慮の観点から、企業の自然資本について公開し、明らかにすることが求められています。

「守り・育てる」

③ 生物多様性に配慮した事業所づくりを進めます。

都市化の進む本市では、事業所の緑地は、大気汚染や騒音などを緩和するとともに、生物多様性を保全するための重要な緑地となっています。

そこで、これらの緑地を保全し、生きものの生育空間の確保に努めます。

「参加する」

④ 市の生物多様性に係るイベントに参加、協力します。

本市では、河川や公園・広場などで生物多様性を保全するための活動を体験できるイベントを開催しています。これらの活動に参加することで、誰でも生物多様性を適切に保全する方法を身に付けることができます。

また、市や市民が開催する生物多様性普及啓発プログラムを支援しています。

従業員が、これらのプログラムに参加することで、事業活動と生物多様性とのつながりを考えるきっかけになります。

3) 行政（本市）ができること

「知る」・「参加する」

① 生物多様性にかかる情報を発信します。

本市では、市民や事業者の生物多様性の「知る」を支援するため、生物多様性を保全する体験イベントを開催するとともに、身近な行政サービスと生物多様性との関係について情報を発信していきます。

② 公共事業の実施に当たっては生物多様性への配慮を取り入れます。

新規の道路工事などの公共事業の実施に当たっては、環境への影響を考慮し、生物や生態系への影響を最小化するよう検討します。また、希少な生きものが発見された場合は適切な場所への移植等の保全を行います。

土木設計、建築設計の発注に当たっては、生きものや生態系への影響が最小となるとともに、施工時に購入する資材等についても、国内や海外の生物多様性の保全に配慮するよう森林認証材や再利用材の使用に努めます。また、公共施設の維持管理に当たっても、多様な生息・生育地の創出を目指します。

「守り・育てる」

③ 生物多様性の維持のため良好な自然環境の保全を推進します。

生物多様性の「守り・育てる」を推進するため保存樹林制度等を活用して、良好な自然環境の保全を推進していきます。また、本市の重要な生物生息空間でもある河川等については、河川管理者に生物多様性に配慮した管理を要請するとともに、市としても管理等に協力していきます。

④ 民間開発において生物多様性が適切に配慮するよう要請します。

民間の開発に対しては、生物多様性に適切に配慮するよう、開発許可制度等を通して、要請していきます。